



最近の特殊詐欺の傾向は、インターネット上での買い物に使える「電子マネー」を利用した被害が多くなっています。

今まで、特殊詐欺の標的になりやすかった高齢者だけでなく、若者にも被害が広がっています。

それは、
詐欺です！

電子マネー(ギフトカード式プリペイドカード)を購入し『カードに書いてある番号を教えろ!』

【事例】40歳代 会社員 女性

携帯電話に、サイト運営会社を名乗る男から「有料サイトの利用料金が未納」を知らせるメールが届いたため電話で確認した。するとコンビニ店で電子マネー(ギフト式プリペイドカード)を購入し支払うよう指示され二日間にわたり合計120万円の電子マネー(ギフト式プリペイドカード)を購入し、そのカード番号を伝えた。

さらに弁護士を名乗る男から「サイト運営会社が裁判を起こす。財産を保護するため財産額を知りたい」などと複数回電話があり、財産保護を名目で暗証番号のメモを添えたキャッシュカード3枚をレターパックで送った。その後、銀行から連絡を受け約1,000万円が預金から引き出されていたことに気づき警察署に届け出た。



ひとことアドバイス

■電子マネー(ギフト式プリペイドカード)とは、主にコンビニエンスストアなどで販売されている使い捨てのパスワード(番号)の記載されたカードのことで、事前に代金を支払い購入し、パスワードを入力することで、商品の支払いとして利用できるものです

■電子マネー(ギフト式プリペイドカード)を購入して、支払いを求められたら、詐欺の可能性があります。購入する前に、家族、警察、消費生活相談窓口にご相談しましょう。

＃9110 (警察相談窓口 24時間)

電子マネーに記載された番号を教えることは、現金を渡したと同じことです。渡してしまうと取り戻すことは困難です！

◆当別町では、訪問販売など消費者トラブルの相談窓口を開設しています◆

午前8時45分～午後3時

当別町役場 住民環境部環境生活課 町民生活係(1階) ☎(0133)23-3209

発行/当別町住民環境部環境生活課町民生活係